

大学職員力判定試験（実践力向上コース）実施要項

大学職員力とは

大学を取り巻く経営環境は依然として厳しく、それぞれの大学で試みられているさまざまな改善努力にもかかわらず、好転の兆しささえ見えがたいのが現状です。今日の大学は国内で果たすべき機能・役割はもとより、国際的に通用する高等教育機関としての機能・役割も期待されています。大学の評価機関として一定の支持を得ている英国の教育専門紙『タイムズ・ハイヤー・エデュケーション』が9月5日に発表した、今年の「世界大学ランキング2018」によると、日本から上位200校に入ったのは昨年同様2校（いずれも国立大学）であったと報じられています。もとより大学にはそれぞれに固有のさまざまな使命や存在理由があり、日本では研究大学を目指している大学はむしろ少数でしょう。しかし、教育的な環境も比較的恵まれていると思われる国立大学でさえこのような厳しい評価であることを深刻に考える必要があります。経営環境の抜本的な解決策が容易に見出せない状況が継続する現在のわが国の大学、特に私立大学では、保有する全資源を投入してこの困難な状況の改善のための努力を傾注しなければなりません。そのためには、まだ必ずしも十分に活用されていない職員の資質を伸張させ、大学職員力の向上が望まれます。

大学職員力判定試験（実践力向上コース）とは

「大学職員力判定試験（実践力向上コース）」は、「大学職員サポートセンター」が創案し、2013（平成25）年より5回実施して参加大学・参加者の好評を得た「大学職員力判定試験（基本コース、基礎力向上コース）」の実施成果を踏まえ、大学が直面する諸問題の解決に必要となる大学職員力の一層の伸張を目指して、2015（平成27）年から企画・実施してきました。

【試験・講義の領域と内容】一

「大学職員力判定試験」では、大学職員力に必要な基本知識として「大学関連法規」「人事・財務」「経営管理（マネジメント）」の3領域を重視します。したがって、今回実施する「実践力向上コース」においても「基本コース、基礎力向上コース」に引き続き3領域を重視し、その発展的な内容としています。

1. 大学関連法規

大学運営において個々の業務のレベル・内容はさまざまですが、これらを突き詰めていけば最終的には学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関連法規に行き着きます。換言すれば大学運営業務の根底には大学関連法規との相関関係が存在します。大学の根幹的理解を深めるため、今回は私立学校法をベースとして大学におけるガバナンスと社会的責任を中心に取り上げます。

2. 経営・財務

少子化時代を迎え、厳しさが増すばかりの私立大学の経営に取り組むには、学校法人会計基準を理解し、財務計算書類を読み解く力が必要です。学校法人会計基準が規定する意味を考え、財務計算書類の構造や特質を知ることを通じ、幹部職員として自学の財務状況を理解し、財政基盤の整備や確立をめざす経営改革の必要性を唱え、あるいは実践することができます。財務状況を的確に把握することは、大学の経営全般を考え、あらゆる改革改善を実現する機会を提供します。

また私学経営に取り組むに際し、財務に関する知識や理解だけで十分なことはありませんが、ここでは財務状況の改善を経営課題の中心に置き、実務に貢献できる能力の確認を目指したさまざまなアプローチを取り上げます。

3. 組織・人事

大学は典型的な非営利組織であり、大学職員は公共的な使命と社会的な責任を有する大学という組織における教育研究と社会貢献の意義を理解した上で、組織運営に必要な知識と調整能力を持つことが求められています。「組織は人なり」「経営は人事に尽きる」と言われるように、人事に関する施策は大学の活動に大きな影響を与えることもあります。独特な仕組みと組織文化を持ち、そのマネジメントや経営管理の手法も企業と異なる点が多い大学における組織と人事の諸課題について取り上げます。

プログラムは、3領域について①事前講習→②試験→③試験解説、自己採点→④グループ討議の流れで実施しますが、実践力向上コースの試験内容は、応用力・実践力の観点から、事前講習、テキスト以外からの出題もあります。

大学職員力判定試験は、単に試験を行うだけでなく、試験を通じて視野を広げ、将来を見る有効な機会を提供したいと考えています。

私たちは、大学や大学団体の役員や職員等としてさまざまな経験を積んだ者の集まりです。この計画を検討する議論の過程では「単に知識だけあってもだめだ」という意見もありました。しかし、「私立大学はこれから、場合によっては誰もが経験したことのない厳しい時代を迎えるかもしれない。その時には、まずはどんな業務に就いていても、大学職員としての基本的な知識を保有していることが重要なのではないか。そのことが各大学の建学の精神とそれに基づく経営方針、アイデンティティ等を確認し、大学改革の共通認識をもつことに繋がるのではないか」との見解に至りました。ましてや大学運営を担うべき幹部職員においては、知識をもとに応用、実践して業務改善を推進し、大学改革に寄与することが強く求められる時代になっています。

この試験を通して学んだ成果が活かされることが多いとと確信しております。

【試験の活用】—個別のご相談に応じるアフターケアを行います！

前述したように、大学職員サポートセンターは大学や大学団体の役・職員等として各大学等で多様な経験を積み、大学法人経営や教育・研究・社会貢献の第一線で活躍してきた人材が集い、設立されました。私たちの知識・経験・ノウハウを次の世代に引き継いでいくことも大切だと考えています。その一環として、今回の判定試験では判定結果返却時に受講者それぞれに何らかのメッセージを添えてお返しします。さらに今後、お問い合わせがあれば、個別にご相談に応じるアフターケアを行います。ご希望・ご要望等があれば当センターにお気軽にお問い合わせください。参加される皆様と交流をもち、一人ひとりをサポートできればと考えています。

2017（平成29）年4月には、大学設置基準の一部改正に伴い、職員を対象とした研修の機会について計画・体制整備等が義務化されました。また、事務組織に係る規定において、職員の職務が事務を「処理する」から「遂行する」と改正され、教職協働に係る規定も新設されました。

職員研修体系における外部研修としても活用をご検討ください。

多くの方のご参加をお待ちしております！